

公益社団法人部落問題研究所 2015年度事業計画

1 部落問題・人権問題に関する各種の調査研究

一 研究活動の方針

(1) 戦後民主主義の危機と研究所の課題

研究課題を明確化するために、日本および世界の客観的情勢と日本社会が直面する諸課題を念頭に置く必要がある。

世界史的激動が続くなかで、安倍政権は、アメリカの国際的地位の低下のもとでかえって対米従属を深めつつ、国際的対立・緊張の挑発、国民の排外的ナショナリズムの醸成をはかりつつ、改憲に帰結する「戦後レジームからの脱却」と「海外で戦争する国」づくりの政策を強行し、他方で新自由主義的経済政策を展開して貧困・格差の拡大、地域社会の衰退・崩壊を加速させている。大阪などでは戦後日本社会の民主主義的達成が攻撃され、沖縄では県民を力でねじ伏せるような政治が繰り広げられている。現在、改憲反対の国民的なたたかいが繰り広げられているが、戦後日本社会の民主主義の成熟度も問われているといえよう。

部落問題研究所は、これまで部落問題の解決と日本社会の民主主義的発展に寄与することをめざし、複数の学問領域に跨る独自の研究活動と普及活動を展開して、日本の研究組織のなかで他に例を見ないような成果をあげてきた。現在、部落問題は基本的に解決段階に達しているが、新自由主義の下で深刻な社会問題が起こるなかで、人間的社会の維持・再生のための運動や模索もかつてない規模で広がっている。日本社会の民主主義的発展に寄与するために、世界史的視野にたって、人権、地域、これを包含する社会の問題を根本的に捉え、解決する方法と具体的研究を発展させることがわれわれの課題となっている。

(2) 世界史の激動と日本

アメリカでは昨年の中間選挙で共和党が勝利するなかで、オバマ政権が国内では「中間層支援」政策などを打ち出しているが、対外政策においては対アラブ政策でも破綻した軍事的対応から脱却できず、過激テロリズムが広がっている。プーチン政権の軍事的支援を受けた親ロシア派によるウクライナの主権侵害も国際緊張を強めているが、平和的解決を要求する国際的世論も高まっている。EUでは緊縮政策に反対するギリシャ新政権が成立し、世界的な貧困・格差の拡大に反対する新たなうねりのあらわれともいえよう。第二の経済大国・中国では社会問題が噴出している。習政権は、公害問題、民族問題、香港の民衆運動などに直面するなかで、大国主義的行動をとり、アセアン諸国などとの対立が続いている。

いっぽう、アセアン諸国などで平和的地域共同体をめざす動きがねばり強く前進しており、アメリカとキューバの国交回復も日程に上っている。

そのなかで、日本の安倍政権は総選挙で「勝利」して、強権的政治手法も使って「戦後レジームからの脱却」と「海外で戦争する国」をめざし、国民世論との溝をふかめている。安倍首相の「歴史認識」問題が政治の一点焦点となっているが、国際的に日本が求められている「友好と和解」の方向に背を向け、対米従属強化と歴史書き換えの「70年談話」準備が同時的に進んでいることに注目する必要がある。

沖縄では、名護市長選、県知事選、衆議院選で、辺野古新基地反対を掲げる候補があいついで勝利した。「島ぐるみ闘争」の高まりのなかで、沖縄の「自己決定権」の追求など、たたかひの拡大、深化がみられることが注目される。

(3) 日本社会の現状

安倍政権は、アベノミクスを唱え、原発再稼働、東日本大震災の復興放置、武器輸出解禁、大企業減税と消費税増税、労働法制改悪、社会保障切り捨て、TPPと農協解体などの政策を進めているが、貧困・格差の拡大、地域社会の解体が深刻化するいっぽう、日本経済の低迷が続き、経済政策は行き詰まっている。そのなかで市場原理主義への批判が高まり、国民諸階層のさまざまな社会運動、地域再生の模索が広がっている。

教育制度の改悪、教科書統制や道徳の教科化、大学の「改革」と統制など、かつてない規模で反動文教政策が展開され、日本の戦後教育の民主主義的達成が根底から破壊される危機に直面している。NHKなどマスメディア統制が強まり、思想・表現・報道の自由が脅かされている。安倍政権の反動的「歴史認識」が宣伝されるなかで、「過去」の深い反省と戦後の民主主義的達成を擁護、発展させる必要があり、憲法擁護の運動の国民的基礎を深めるうえでも重要になっている。

現在、国民諸階層のあいだで、市民的諸団体、政党・労働組合、知識人などがさまざまな問題で「一点共闘」を展開している。そのなかで「人格権」の法理を発展させた福井地裁判決が出されるなど、人権概念の発展の探求も見られる。新自由主義による人間的社会の分断、破壊に対して、人権の一国主義的理解を克服し、「地域」や「市民社会」概念を深化させることが課題となっているといえよう。

(4) 研究の課題

以上のような今日の情勢のもとで、研究所は日本社会の民主主義的発展に寄与するため、人権、地域、これを包含する社会の問題について多面的に、高い水準の研究を発展させ、その成果を普及する努力をいっそう強めることが大きな課題となっている。

そのため「歴史」「現代部落問題・人権」「人権と教育」「文芸」の各分野ごとに研究課題を明確化して共同研究を進めなければならない。

二 各分野ごとの課題

(1) 部落問題の歴史的研究 (主任研究員 塚田孝・竹永三男)

地域における人権・民主主義をめぐる状況や運動の今日的展開をふまえながら、部落問題を前近代から21世紀の現段階までの歴史展開の総過程の中で位置づけるとともに、各時代の全社会構造の中で具体的に把握する研究に取り組む。

近代日本における地域社会の構造的変貌と民衆運動の多様な展開を、その相互関係を重視して総合的・長期的・実証的にとらえることを目的とする科学研究費研究「近代日本における地域社会の変貌と民衆運動に関する総合的研究」(研究代表者・廣川禎秀、基盤研究(B)2012～16年度)を中心に、

1. 史料に即した通時代的な身分や部落問題などに関する歴史研究と社会運動史研究の成果を受け継ぎ、近代日本の地域社会の変貌と民衆運動を総合的に研究する。
2. 地域の社会諸関係における前近代からの連続性と断絶性に留意し、近世から現代までを射程に入れて共同研究を推進する。

これらの研究を、前近代、近現代それぞれで進める。

- 1) 前近代では、引き続き、身分的周縁研究と「賤民」身分史研究を推進する。それらを地域社会の構造とその展開との関連において、また、身分(制)社会全体の構造のなかで究明する。また、国際的視野での比較史的研究に取り組む。
- 2) 近現代では、引き続き、近現代日本の人権と民主主義の歴史的展開とその特質を明らかにすることを軸に地域史の再構成をめざす。身分遺制の問題に加え、ハンセン病問題や「行き倒れ」など近現代日本の人権問題とそれに関連する社会運動などの諸問題を歴史的に解明する研究に取り組む。

また、科学研究費研究「戦後教員組合運動の地域社会史的研究—大教組所蔵文書の史料論的検討を通じて—」(研究代表者・坂井田徹、基盤研究(C)2014～16年度)とも有機的に連繋して、研究を進める。

以上の研究を進めるため、歴史研究会を計画的に開催するとともに、合同研究会開催など他の学会との研究面での協力関係も強め、その成果を『部落問題研究』誌及び第53回部落問題研究者全国集会などに反映させる。

(2) 現代部落問題論・人権論の研究 (主任研究員 奥山峰夫)

今日、憲法の平和的生存権を基礎とした諸権利が危機に直面しており、社会権(生存権・教育を受ける権利・労働権)はますます縮減、空洞化する傾向が著しい。地方自治体レベルでも、地方「行革」で教育、文化、福祉、医療など削減する一方、「人権行政」の名で事実上の同和行政を継続させるとともに、人権を単に個人(私人)相互間の意識の問題として「人権啓発」に集約する傾向も見られる。また、事実を無視ないし軽視して「部落差別」が「隠然として、根強く存在する」という一面的な議論もみられる。このような状況をふまえ、以下の点を中心に研究をすすめる。

- 1) 特別法にもとづく同和行政の成立と実施過程を今日的観点から再検討する。それがそもそもどのような問題点を内包していたかを原理的に究明することが必要である。その中で、実態調査資料の存在する一定の地域をとりあげ、その後の変化と今日の地域の課題を

探りたい。

2) 2000年の人権教育・啓発推進法以降、「人権行政の推進」「人権文化のまちづくり」のためなどとして、「人権問題意識調査」がいくつもの地方自治体によって実施されている。しかしこれらの調査は、社会権に関する問題はほとんど視野に入っておらず、そのため今日の地域社会に生きる人々の直面する人権課題を鮮明にするものとはなりえず、人権教育・啓発推進法に規定されて人権を人々の意識の問題に矮小化する傾向が見られる。これを批判的に検討する。

3) 新たな人権侵害救済機関のあり方が問題になっている。2003年に廃案となった人権擁護法案、その枠組みを引き継いだ人権委員会設置法案などについて批判的検討を行なう。あわせて、現行の人権擁護制度の役割と問題点（限界）を検討する。これらを通して、そもそも人権擁護、人権侵害を救済するとはどういうことなのか原理的考察を加える。

4) ヘイトスピーチ問題について、そのよって来たところを追究しつつ、法的規制の議論について「部落差別の法規制」も念頭におきながら検討してゆく。

5) 地域における人権諸課題—貧困、福祉、介護、医療、ハンセン病問題など—について取り組む。

(3) 人権と教育に関する理論的・実証的研究（主任研究員 梅田修）

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表する（2008年3月）とともに、小学校・中学校・高校を対象にした「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果」を公表した—第一次（2009年10月）、第二次（2013年10月）。これらを契機にして、人権教育の指導方法が人権教育施策として具体化される状況がすすんでいる。これと軌を一にして、安倍政権による「教育改革」が強引に推進されてきている。こうした状況をふまえ、次の研究課題を設定する。

1) 子どもの人権と教育実践の研究をすすめる。

国・自治体の人権教育施策を批判的に検討するとともに、学校における子どもの人権と教育実践に関する研究を積極的にすすめる。

2) 人権を国民相互間の問題に矮小化し、もっぱら国民の意識を問題にする「人権啓発」を批判し、地域における自主的な人権学習のあり方を検討する

3) 教育委員会制度の改悪、道徳の「教科」化、教科書の「国定」化など、安倍政権の強引な「教育改革」を批判的に検討する。

4) 科学研究費研究「人権教育における教育実践の構造に関する実証的研究」（研究代表者・梅田修、基盤研究（C）2014～2016年度）にもとづく研究を推進する。

(4) 人権に関わる文芸の研究（主任研究員 秦 重雄）

文芸研究会は、発足の当初より、「部落問題の解決に資する」ことを念頭に置いて部落問題文芸作品研究の考察を進めてきた。今日、部落問題の解決段階を迎えるに当たり、積年の実績に立って、「部落問題は今なお根強い」言説の打破、差別克服にあたっての、文芸・芸術作品の積極的役割の解明などに着目して問題点を総合的・科学的に究明してゆく。

とりわけ、戦後高度成長時代の国民意識民主化の進展、人権意識の成熟という道程の中

に、史的動向としての文化現象を位置づけ、捉えなおす作業が重要であろう。哲学・思想分野との関連性を視野に入れた研究を継続してゆく。

なお、研究の指針は、従来通り、次の4点とする。

- 1) 文芸作品の中で扱われた部落差別にかかわる問題を、それを取り巻く歴史的社会的条件の中で読み解いてゆく。
- 2) 文芸作品の中で扱われた部落問題以外の人権上の諸問題を、部落問題を視野に入れた歴史的社会的観点から読み解いてゆく。
- 3) 文芸作品の中に現れた人権にかかわる諸矛盾を、今日的人権状況との関連性を通して捉えなおし、人権認識向上に資する読み方を提起してゆく。
- 4) 以上のような研究活動を通して、作品の発掘・見直し・再評価にも積極的に取り組む。『部落問題研究』などの誌上で読書界に提供してゆく。

部落問題研究者全国集会については、今日の人権状況に鑑み、2012年度から「思想・文化」分科会に改編した。運営は従来通り、文芸研究会が担当してゆく。

2 創立60周年記念事業「部落問題の解決過程に関する研究」についての事業

(1) 共同研究実施の意義

共同研究を実施する意義は、「なお多くの課題を残しているとは言え、封建的身分の残滓である部落問題が基本的に解決したと言い得る段階に達したと考えられる今日、部落問題研究所が、創立60周年にあたり、「部落問題の解決を日本国民が達成した歴史的事実として解明」し、「この事実を生み出した歴史的諸条件を分析し、総括する」ことにある。

(2) 研究成果の刊行

『部落問題解決過程の研究』第1巻（歴史篇）

『部落問題解決過程の研究』第2巻（教育・思想文化篇）

『部落問題解決過程の研究』第3巻（現状分析・理論篇、資料篇Ⅰ）

『部落問題解決過程の研究』第4巻（資料篇Ⅱ）

『部落問題解決過程の研究』第5巻（年表篇）

(3) 第1巻・第2巻・第3巻・第4巻に続き、2015年度は第5巻（年表篇）を刊行する。

3 関係資料の収集・保存・整備及び資料紹介に関する事業

(1) 部落問題・人権問題関係資料の収集

歴史、現状、運動、行政、人権、教育、文芸等の分野に関する関係資料の収集を積極的におこなう。

(2) 資料室の整備・充実

第2資料室（閉架式）開設のため、引き続き寄贈図書について整理し、目録作成を進める。視聴覚教材・マイクロフィルム資料の目録を点検・整理する。さらに、所蔵資料のより一層の利用促進をはかる。

(3) 研究図書資料の収集

研究図書資料の収集をおこなう。

(4) 関係資料の紹介

『人権と部落問題』『部落問題研究』『会報』において関係資料の紹介をおこなう。

4 関係図書の編集・刊行に関する事業

(1) 『人権と部落問題』（月刊）を毎月2400部、増刊号2冊をふくめて年14回を編集・刊行する。

(2) 紀要『部落問題研究』（季刊）を各800部、年4回編集・刊行する。このうち、1冊は第52回部落問題研究者全国集会の報告書として編集・刊行する。

(3) 関係図書の編集と刊行

『部落問題解決過程の研究』第5巻（年表篇）他を刊行する。

5 講習会・講演会・研究会の開催及び講師の斡旋に関する事業

(1) 研究会の開催

各分野ごとに研究会を定例的におこなう。

(2) 第53回部落問題研究者全国集会の開催

2015年10月31日（土）・11月1日（日）の両日、京都市内で開催する。

なお、2016年度より原則として第4土曜日・日曜日を開催日とする。

(3) 『夜明け前』輪読会の開催

2014年度に続いて、毎月第1日曜日を原則に開催する。

6 目的を同じくする各種機関・団体との連絡・協力

全国各地で活動している研究機関・研究会などと連絡を密にして、研究・調査・学習などの事業について、協力関係を発展させていく。

7 役員会等の開催

(1) 総会

定時総会を2015年5月に開催する。臨時総会を2015年度末に開催する。

(2) 役員会

1) 理事会を定期的で開催し、研究所の事業の運営について審議する。

2) 研究所の業務執行状況、財産状況について、監事による監査をおこなう。

(3) 委員会

編集委員会・研究委員会を定期的で開催し、所管の事項を審議する。

(4) 所内会議

必要に応じて所内会議を開催し、事業の運営について審議する。

8 会員・定期購読者・書籍頒布の拡大及び募金活動

(1) 会員の拡大

会員の協力を得て、会員の拡大に積極的に取り組む。

(2) 定期購読者の拡大

会員の協力を得て、『人権と部落問題』『部落問題研究』の定期購読者の拡大に積極的に取り組む。

(3) 書籍頒布の拡大

会員の協力を得て、書籍頒布の拡大に積極的に取り組む。

(4) 募金活動

2014年度から取り組んでいる募金活動を継続して追求する。